

(抜粋)

**養護者による高齢者虐待
防止・対応マニュアル**

平成 31 年 4 月 (改定)

静岡市

はじめに

静岡市の第3次総合計画「静岡市基本計画」では、健康・福祉分野の基本的な方向性を「誰もが健やかに自分らしく、地域で共に生きることのできるまち」の実現としています。

この実現を目指す重点的な取組みの一つには、高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、尊厳を持って豊かに住み続けることができるよう「高齢者が生きがいを持ち、地域で自分らしい生活を送ることができる長寿社会」の推進を掲げています。

高齢者が尊厳を持って豊かに住み続けるためには、地域住民の“見守る力”や“地域で支え合う体制”などの充実を図ることや「尊厳」を守るにあたっては高齢者への虐待の防止と発生後の早期対応の実現に努めていかなければなりません。

高齢者虐待発生の要因は様々です。高齢者への接し方の難しさに起因するもの、高齢者との関わりを拒む家族関係の希薄化によるもの、また、養護者が高齢者に経済的に依存していることから生ずる虐待もあります。そして、虐待事実の発覚を恐れる養護者の存在などにより、高齢者虐待が表面化されにくい傾向も伺えます。

本市の「高齢者虐待防止・対応マニュアル」は、平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）の施行にあわせて策定しました。

その後、各区福祉事務所、地域包括支援センター、それぞれの場において対応を積み重ね、初動期におけるコアメンバー会議の開催を定義づけるなど、より良い対応を目指してきました。

今般、これらを反映したマニュアルの充実を図ることになり、高齢者虐待対応業務の最前線で活動している“行政”と“地域包括支援センター”の職員に向けて「養護者における高齢者虐待防止・対応マニュアル」として、高齢者福祉課と各区高齢介護課の職員で構成する作業部会で、改訂版を発刊いたしました。

今後、行政や地域包括支援センターが高齢者やその家族を支援していく際、本マニュアルの内容を実践していくことで、高齢者虐待を防止し、早期発見及び早期対応につなげていきながら、高齢者が「尊厳を持って豊かに住み続けること」の実現を目指していきましょう。

平成31年4月
地域包括ケア推進本部

「養護者における高齢者虐待防止・対応マニュアル」の主な改訂等の内容

- 1 本マニュアルは、本編を「第1部 高齢者虐待とは」、「第2部 支援の実践」、「第3部 資料」の3部構成で編集しています。
- 2 本マニュアルは、養護者による虐待対応のマニュアルとして編集しています。したがって、法に規定する養介護施設従事者等からの虐待の対応については掲載していません。
- 3 「第1部 高齢者虐待とは」では、高齢者虐待対応の説明に加え、これに対する静岡市の取り組みを掲載しています。
- 4 「第2部 支援の実践」では、フローチャートを作成し、「対応の見える化」を心掛けるとともに、積み重ねた対応について掲載しています。(フローチャート 平成31年4月改訂)
- 5 「第3部 資料」では、高齢者虐待対応をするにあたり知っておきたい法令や静岡市が使用している様式を掲載しています。
- 6 本マニュアルは、毎年、別途作成したチェックリストを基に内容を点検していきます。
- 7 本マニュアルの改訂(一部改訂を含む。)は、3年ごとに、地域包括ケア推進本部が各区高齢者と共に実施するものとし、実際に即したマニュアルであり続けることができるようにしていきます。